

富山県養豚振興推進計画

令和8年3月

富山県畜産振興推進協議会

富山県養豚振興推進計画目次

第1	養豚の基本的な展開の方向	1
1	農業（畜産）生産に占める地位	
2	豚肉の需給動向	
3	消費者ニーズの動向	
4	肉豚の生産動向	
第2	養豚の長期見通し	3
1	過去の推移から見た今後の趨勢予測	
2	養豚産業の課題	
(1)	安全で新鮮な豚肉の提供	
(2)	養豚生産基盤の強化	
(3)	種豚の改良や飼養管理技術の開発普及	
(4)	衛生対策の強化	
(5)	環境対策の充実	
(6)	需要の拡大	
(7)	暑熱対策の推進	
3	課題が解決された場合の生産見通し	
第3	養豚振興対策	6
1	安全で新鮮な豚肉の提供	
(1)	H A C C P方式に対応した生産体制の推進	
(2)	生産者団体による農場トレーサビリティの実用化に向けた取組	
(3)	動物用医薬品の適正使用の推進	
2	養豚生産基盤の維持	
(1)	担い手の育成確保	
(2)	中山間地などへの企業養豚などの誘致	
(3)	協業化・グループ化による支援体制の整備	
(4)	6次産業化の取組等	
(5)	災害の備えの充実	
3	種豚の改良や飼養管理技術の開発普及	
(1)	優良種豚の供給体制の整備	
(2)	低コスト飼養管理技術の開発・普及	
(3)	アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術の開発・普及	
(4)	暑熱対策の推進	
4	家畜衛生対策の強化	
(1)	飼養衛生管理水準の向上	
(2)	防疫措置の的確な実施	
(3)	特定家畜伝染病への対応	
(4)	豚の疾病に対する検査体制と獣医療提供体制の整備	

5 環境対策の充実

- (1) 排せつ物処理施設の整備の促進
- (2) 排せつ物発生量の抑制及び環境負荷物質の発生量削減
- (3) 耕畜連携による堆肥流通の促進

6 需要の拡大

- (1) 豚肉に関する情報の提供
- (2) 需要の変化や多様化に応じた推進
- (3) ブランド化等による販売力の強化

7 暑熱対策の推進

- (1) 暑熱対策技術の開発・普及

第1 養豚の基本的な展開の方向

富山県の養豚は、食生活の高度化・多様化に伴い豚肉に対する需要が堅調に推移する中で、大規模飼養技術の確立、生産性の向上を通じ、良質で安価なたんぱく質を供給する産業として発展してきた。

しかし、近年の養豚をめぐる情勢は、飼料費等の高騰や飼養衛生管理に係る作業時間の増加などにより経営環境が厳しさを増しており、さらに豚熱等の家畜伝染病の発生予防対策の強化が求められている。

くわえて、環境負荷低減の取組や、アニマルウェルフェア、薬剤耐性菌等への対応など将来にわたって持続可能な食料システムの確立への貢献も求められている。

1 農業（畜産）生産に占める地位

令和5年における富山県の農業産出額は588億円であるが、養豚は20億円であり、畜産全体（93億円）の21.5%を占めるなど、富山県の養豚は、良質で安価なたんぱく質を供給する産業として、また、地域経済を支える産業として、重要な地位を占めている。

表1. 令和5年 農業産出額と養豚産業

	産出額	構成比
農業全体	588 億円	100.0%
畜産全体	93	15.8
養豚	20	3.4

(農林水産省「生産農業所得統計」)

表2. 令和5年度豚肉生産量・輸入量(部分肉ベース)

区分	国内生産	輸入	県内生産
豚肉	909千t	915千t	4.8千t

(農林水産省「畜産物流通統計」、(株)富山食肉総合センター実績)

2 豚肉の需給動向

豚肉の需要量は、令和5年度は価格が上昇した牛肉からの需要シフトに伴い堅調に推移し、令和5年の消費量は1,842千トン(部分肉ベース)、一世帯あたりの消費量は22.0kgとなっている。

豚肉の生産は、全国的にはテーブルミートの需要増などから、令和2年度から令和5年度は、917千トンから909千トンとほぼ横ばいで推移している。富山県の豚肉の生産は、飼養戸数が減少する一方で、1戸当たり平均飼養頭数が増加しているが、やや減少傾向で推移しており、部分肉ベースでの県内自給率は約36%(全国約49%)となっている。

また、国産豚肉は、高品質で、安全、信頼できるとの消費者の認識が高く、特に「家庭消費」への仕向け割合が高くなっているが、輸入豚肉は、価格が安定していること等から、「加工仕向け」及び「外食・業務用」の仕向け割合が高くなっている。

なお、豚肉の輸入量は、近年の需要の高まりを背景に増加し、令和4年度で965千トンと過去最高水準となった。

3 消費者ニーズの動向

消費者の嗜好は「高くても良質な物」と「安価な物」に二極化していることから、消費者ニーズに対応するためには、特別な銘柄・地域ブランドや、品種の特性に応じた豚肉の生産から販売までの一貫した体系の構築、需要の多様化に対応した特色ある国産豚肉を使用した新商品の開発、生産コストを抑えた豚肉の生産等の取組を推進することが必要である。

さらに、県や養豚関係団体が一体となった活動を通して、県産銘柄豚の普及促進への取組みを進める。

4 豚肉の生産動向

養豚経営は、大規模経営を中心に飼養規模の拡大が進展しており、今後も豚肉生産の大部分は、これら大規模経営が担っていくものと考えられる。

なお、豚肉については、増殖速度が速く、飼養管理の自動化・省力化が進んでいること等や、供給過剰を起こしやすいことに加え、安価な輸入肉の流入などの要因で豚価が大きく変動する状況となっている。

このため、養豚経営の安定を目的として、農畜産業振興機構・県・集荷団体・生産者が基金を造成し、価格差補てんを行っている。

表3. 養豚の生産動向

区 分	豚の飼養		
	戸数 (戸)	飼養頭数 (頭)	枝肉生産量 (t)
平成2年	160	65,700	8,216
12	50	37,300	5,131
25	18	33,100	4,906
30	21	31,200	4,687
令和3年	14	22,200	3,549
4	13	23,500	3,303
5	12	19,700	3,279

(農林水産省「畜産統計」、(株)富山食肉総合センター実績(県内生産者分))

また、畜産は、畜舎周辺の市街化・混住化に伴い環境問題が深刻となっている。このうち、養豚の苦情発生件数は、全体の5割強を占めており、その内容は水質汚濁と悪臭となっている。

今後は、将来的な環境規制の強化を念頭に、低コストで効果的な対策を講じていく必要がある。

表4. 苦情件数の推移

区 分	畜産関係の苦情発生 (件)			養豚における 苦情内容
	全 体	うち養豚	%	
令和元年	1	1	100	水質1件、悪臭0件
2	5	3	60	水質1件、悪臭2件
3	5	3	60	水質1件、悪臭2件
4	2	2	100	水質0件、悪臭2件
5	2	1	50	水質0件、悪臭1件

(富山県農業技術課)

第2 養豚の長期見通し

国において、食料・農業・農村基本計画の中で、令和12年度における「生産数量目標」が提示されたところである。

このような中、富山県の養豚の新たな展開や持続的発展を図るために、県内における豚肉のこれまでの生産状況を把握し、現状のまま推移した場合の令和12年度における状況を推測した上で、養豚産業が抱える課題について整理を行い、それぞれの課題が解決した場合に到達可能な「生産努力目標」を設定した。

1 過去の推移から見た今後の趨勢予測

近年、飼養頭数と豚肉の生産量は、やや減少傾向で推移している。また、1戸当たりの飼養頭数は令和6年2月では、1,642頭（H30：1,485頭）と増加している。

今後は、経営規模拡大の意向を持つ中心的経営体により、生産コストの更なる低減、生産性向上に資するよう、国と県は養豚農家の支援に努める。このような規模拡大を推進し、令和12年度の飼養頭数や生産量は、現状に近い頭数で推移できると予測される。

表5. 令和12年度における養豚の趨勢予測値

区 分	豚 肉			
	飼養頭数(頭)	出荷頭数(頭)	枝肉生産量(t)	生産量*(t)
平成30	31,200	60,021	4,687	3,281
令和5	19,700	41,510	3,279	2,295
12	18,400	38,604	3,050	2,135

*生産量は「部分肉ベース」(県内生産者分)

(参考)令和12年度における食料消費の見通し(国)

区 分	国民1人当り消費量		伸び率 (12/5)	12年度 自給率
	令和5年度	令和12年度		
肉類計	33.6kg	34.9kg	103.9	60%
うち牛肉	6.1	6.3	103.3	43
うち豚肉	13.1	13.5	103.1	51
うち鶏肉	14.4	15.1	104.9	65

(食料・農業・農村基本計画より抜粋)

(参考) 令和12年度における生産数量目標(国)

区 分	生産量 (万 t)	
	現状	令和5年度 目標 令和12年度
肉類計	—	—
うち牛肉	35	36
うち豚肉	91	92
うち鶏肉	169	172

(食料・農業・農村基本計画より抜粋)

2 養豚産業の課題

(1) 安全で新鮮な豚肉の提供

消費者は県産豚肉に対する嗜好を有しつつも、価格と品質・安全性を考慮しながら、県外産や輸入豚肉を選択する傾向にあり、原産国や銘柄表示への関心が高い。

このような状況の中で、今後、家計消費における県産豚肉のシェアを維持拡大するとともに、加工、外食・その他業務仕向けにおいても可能な限り県産豚肉のシェアを高めるため、これまで以上に消費者ニーズにあった安全で高品質な豚肉を生産する必要がある。

このため、以下の課題への対応が必要である。

- ① HACCP方式に対応した生産体制の推進
- ② 生産者団体による農場トレーサビリティの実用化に向けた取組
- ③ 動物用医薬品の適正使用の推進

(2) 養豚生産基盤の強化

農家の経営の環境が変化する中、状況に応じて資金調達や設備投資に関する合理的な経営判断を可能とするため、個別農家の経営管理能力を高めることが重要となっている。

このため、以下の課題への対応が必要である。

- ① 担い手の育成確保
- ② 中山間地などへの企業養豚などの誘致
- ③ 協業化・グループ化による支援体制の整備
- ④ 6次産業化の取組等
- ⑤ 災害の備え等の推進

(3) 種豚の改良や飼養管理技術の開発普及

養豚業においては、飼料費の高止まりや労働時間の増加などの要因から生産コストの低減が大きな課題となっている。

種豚改良の面では、肥育豚生産の基となる純粋種豚を維持し、増体性や繁殖能力の改良を図るとともに、食味を含めた肉質や体型の改良も合わせて図っていく必要がある。

一方、飼養管理の面では、飼料用米やエコフィードなどの国内由来飼料の使用やスマート農業技術の活用による低コスト省力化に努める。

また、持続可能性に配慮した畜産物の生産の取組強化及び豚の持つ能力を最大限発揮させるためのアニマルウェルフェアの取組みや近年の猛暑による繁殖・肥育成績の低下への対策を行う必要がある。

以上の対策として、下記のような対応が必要となる。

- ① 優良種豚の供給体制の整備
- ② 低コスト飼養管理技術の開発・普及
- ③ アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術の開発・普及
- ④ 暑熱対策技術の開発・普及

(4) 衛生対策の強化

平成30年9月に岐阜県で発生した豚熱は、野生いのししでの感染拡大に伴い、養豚農業に大きな影響をもたらした。また、アフリカ豚熱については、アジア各地で感染が拡大しており、侵入及び発生予防対策に万全を期する必要がある。さらに、豚繁殖・呼吸器障害症候群などの慢性疾病は、生産性を阻害する大きな要因となっていることから、農場における疾病対策及びバイオセキュリティの強化に取り組む必要がある。

(5) 環境対策の充実

豚の排せつ物に係る悪臭や水質汚濁について、適切な豚の飼養管理や施設管理の徹底、排せつ物に係る処理施設や技術の高度化などにより、畜産環境問題を解決することが経営継続のためにも重要である。

また、家畜排せつ物の国内肥料資源としての有効活用を図るため、耕畜連携を推進するとともに、堆肥のペレット化等による広域流通等を進める。

このため、以下の課題への対応が必要である。

- ① 排せつ物処理施設の整備の促進
- ② 排せつ物及び環境負荷物質の発生量削減
- ③ 耕畜連携による堆肥利用の推進

(6) 需要の拡大

新規需要の拡大のためには、栄養等に着眼した健康面での豚肉の有用性や調理方法の紹介等を通じた普及啓発、生産情報の提供などが必要である。

また、実需者ニーズに対応した加工需要を開拓する必要がある。

このため、以下の課題への対応が必要である。

- ① 豚肉に関する情報の提供
- ② 需要の変化や多様化に応じた推進
- ③ ブランド化等による販売力の強化

(7) 暑熱対策の推進

近年の猛暑による繁殖・肥育成績の低下への対策として、適切な換気や送風ファンやクーリングパッドなどの冷房装置の設置を推進する必要がある。

3 課題が解決された場合の生産見通し

養豚産業が抱える課題について、生産者自らの活動と関係団体などからの支

援・指導が適切に行われることや今後見込まれる新たな養豚場の設置を前提にした場合、令和12年度の生産目標値は、現状よりやや減少する見通しである。

この結果、県内自給率は、現在の36%を維持する見通しである。

表6 令和12年度 豚肉の生産目標値(豚肉)

年度	区分	飼養頭数 (頭)	出荷頭数 (頭)	生産量* (t)	県内自給率 (%)
12 (参考)	県内	18,359	38,604	2,135	33%
	県内+新	-	52,221	2,888	36%

*生産量は「部分肉ベース」(県内生産者分)

第3 養豚振興対策

1 安全で新鮮な豚肉の提供

(1) HACCP方式に対応した生産体制の推進

安全な畜産物を供給するとともに、県産畜産物への消費者の信頼を確保するよう、平成30年の食品衛生法の改正により義務化されたHACCPに沿った衛生管理を徹底する。

また、衛生的な食肉処理を実施するため、(株)富山食肉総合センターにおいて、食肉衛生処理施設の維持更新等を推進する。

(2) 生産者団体による農場トレーサビリティの実用化に向けた取組

消費者の求める安全・信頼の確保の観点から、トレーサビリティシステム等による流通経路の明確化、生産・衛生管理情報の提供等の取り組みを推進する。

(3) 動物用医薬品の適正使用の推進

動物用医薬品の使用に際しては、獣医師の指示、用法用量及び休薬期間を厳守することに加え、抗菌剤の不適切な使用による薬剤耐性菌の出現を防ぐため、抗菌薬を含む動物用医薬品の適正な管理・使用を図る。

2 養豚生産基盤の強化

(1) 担い手の育成確保

飼料費の高止まりなど、農家の経営の環境が変化する中、今後、後継者や新規就業者を安定的に育成確保するためには、飼養管理、家畜改良、経営管理、衛生、市場などの各種情報を総合的に収集・分析・提供していくことが必要であり、スマート農業技術などの新たな取り組みによる情報提供と経営発展段階ごとのニーズに応じた効率的かつ効果的な支援指導を実施する必要がある。

そのうち、経営管理については、自らの農家の経営内容を客観的に評価するためのベンチマーキングなどの経営診断等を活用し、経営管理能力の向上を推進する。

後継者や従業員については、経営組織内等を担う優秀な人材として、生産者団体等による教育機会の提供を通じてスキルアップを図るほか、休日の取りやすい職場環境を整備し、人材確保にむけて取り組む必要がある。

また、外国人材については、令和6年6月に公布された出入国管理及び難民認定法等の一部改正法により、人材確保・育成を目的とした育成就労制度が創設されることから、その活用に向けて情報提供等を行う。

(2) 中山間地などへの企業養豚などの誘致

新規に施設整備を行い養豚経営を開始するためには、環境問題への対応と採算がとれる施設整備が必要であることから、資金力があり信用度も高い、企業養豚の誘致を積極的に実施する。

(3) 協業化・グループ化による支援体制の整備

複数の経営による協業化・グループ化は、資本金力、技術力、経営管理能力が高まることにより、品質の平準化及び出荷規模の確保による販売力の向上、飼養管理の高位平準化による生産コストの低減、労働時間の短縮等を可能とするとともに、離農跡地等の有効利用等を含めて、経営の円滑な継承にもつながることから、推進する必要がある。

このため、規模拡大を通じた経営の合理化に係る指導とともに、協業化、グループ化による生産システムの確立のための施設、機械の整備等への対応が必要である。

(4) 6次産業化の取組等

養豚生産の産業としての持続性を確保するためには、6次産業化の取組等により、所得の増大を図る必要がある。

このため、家族経営や企業経営の意欲ある養豚経営が加工や直接販売等に主体的に進出し、経営を多角化・高度化する6次産業化の取組を支援することにより、生産・加工・販売の一体化による付加価値の向上を推進する。

(5) 災害の備えの充実

災害の備えとして国では、農業者が自ら自然災害等への備えに取り組みやすいものとなるよう、令和3年に「自然災害等のリスクに備えるためのチェックリスト」と「農業版BCP(事業継続計画書)」を公表した。農場内で災害が発生した場合にとるべき行動の整理、家畜共済や保険の加入など、日頃からの備えが必要である。特に、施設の倒壊や機材破損対策、自家発電機の準備などの停電対策、貯留タンクの準備などの断水対策を推進する。

3 種豚の改良や飼養管理技術の開発普及

(1) 優良種豚の供給体制の整備

富山県で造成した大ヨークシャー種系統豚「タテヤマヨークⅡ」を種畜供給センターから安定的に供給するとともに、デュロック種等優良純粋種の増殖・供給を推進する。

また、全国の種豚生産者との連携を強化し、遺伝的能力評価を活用することで、繁殖性や増体性などの効率的な改良に取り組み、優良な種豚の県内生産者への供給を推進する。

(2) 低コスト飼養管理技術の開発・普及

生産性・収益性の更なる向上の観点から、飼料給与の無駄を省き出荷時期の適正化を図る飼料給与の実施や、飼料用米及び飼養衛生管理基準を遵守した未利用資源などの給与技術の開発に努め、国内由来飼料の利用推進を図る。

(3) アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術の開発・普及

飼養豚の遺伝的能力などを十分発揮させ、生産性の向上を図るためには、豚を快適な環境で飼養することが重要であることから、アニマルウェルフェアに配慮した飼養管理技術の開発及び普及を推進するとともに、国際基準に基づく「豚の飼養管理に関する技術的指針」の普及を図る。

4 家畜衛生対策の強化

(1) 飼養衛生管理水準の向上

豚の伝染性疾病の発生予防のためには、病原体を農場に入れないバイオセキュリティの向上が重要であることから、飼養衛生管理基準の遵守徹底を図るとともに、日頃より農場の衛生管理の点検・向上を推進する。

また、県外からの疾病侵入を防止するため、一定の隔離観察期間を設け、導入豚からの疾病まん延を防ぐよう努める。

(2) 防疫措置の的確な実施

豚熱等の特定家畜伝染病をはじめ、家畜の伝染性疾病の発生時には、まん延防止等に向けて、関係機関と緊密に連携し、的確な防疫措置を講じる。

特に野生動物を介した伝染性疾病の発生及びまん延を防止するため、野生動物対策は非常に重要であり、現在、野生いのししの豚熱対策として実施している、サーベイランスによる感染状況の把握、捕獲強化、豚熱経口ワクチンの散布といった対策を推進する。

(3) 特定家畜伝染病への対応

平成22年に国内で発生した口蹄疫、平成30年から継続して発生している豚熱、そして我が国では未発生ではあるが、近隣諸国で甚大な被害をもたらしているアフリカ豚熱といった特定家畜伝染病については、その情報収集に努めるとともに、農場への注意喚起や、病原体の農場への侵入防止対策の徹底、異常の早期発見、早期通報を図る。

また、海外での特定家畜伝染病の発生状況も踏まえ、人や物資の交流の増大や経営の大規模化の進展といった現状についても十分に考慮し、危機管理体制の再点検・強化に間断なく取り組む。特に、アフリカ豚熱が国内の野生いのししに感染した場合に備え、衛生的な死体処理などのまん延防止対策について、関係機関との連携体制の構築や、防疫演習等に取り組む。

そして、特定家畜伝染病が発生した場合に備え、埋却地の確保や埋却できない場合の処理体制の構築に努めるとともに、まん延防止のため、迅速な防疫措置ができるよう、防疫資材の備蓄と更新や、関係機関との連携体制の強化に取り組む。

(4) 豚の疾病に対する検査体制と獣医療提供体制の整備

豚の伝染性疾病の清浄性を維持するためには、家畜保健衛生所における迅速かつ正確な検査の実施が重要である。このことから家畜保健衛生所においては、外部精度管理調査を定期的に受検し、検査の信頼性を確保する体制を維持するとともに、病原体の散逸防止等、適切な病性鑑定と検査を実施できるよう、施設整備、人材確保と育成に取り組む。また農場が適切な獣医療を受けながら継続して経営できるよう、本県の「獣医療を提供する体制の整備を図るための計画（令和2年9月策定）」に基づき、獣医療提供体制の整備を推進する。

5 環境対策の充実

(1) 排せつ物処理施設の整備の促進

家畜排せつ物の管理の適正化をより持続的かつ効果的なものとしていくため、経営規模や地域の実情に応じて、堆肥舎などの整備を促進する。

また、施設の老朽化に対してはリース事業、低利融資などの支援を活用し、より高度な処理が可能となる施設・設備への機能強化を図ることが望ましい。

(2) 排せつ物発生量及び環境負荷物質の発生量削減

円滑な排せつ物処理を行うため、飲水器からのこぼれ水や雨水の処理施設への流入の防止、畜舎形態に応じた糞尿の適切な分離、消化率の高い飼料の給与等適切な飼養管理技術を推進する。

また、水質汚濁法において義務づけられている年1回以上の排出水の水質測定を徹底するとともに、環境負荷物質の低減に効果のある飼料などの開発・普及に努める。

(3) 耕畜連携による堆肥流通の促進

耕畜連携による堆肥の利用促進を図るとともに、堆肥の生産供給に当たっては、利用者が求める品質、成分、形状の堆肥を安定的に供給することが必要である。

このため、耕種農家のニーズに合わせた堆肥の高品質化やペレット化を推進するとともに、養豚団体等が実施する環境対策を支援する。

6 需要の拡大

(1) 豚肉に関する情報の提供

県内養豚業に対する理解を深めるため、その振興の意義について消費者の理解醸成を推進するとともに、高止まりする生産コスト等を反映した適正価格を形成するための生産情報を流通事業者や消費者へ提供する。

(2) 需要の変化や多様化に応じた推進

多様化する消費者ニーズや社会構造の変化に対応するため、ネット販売等による流通経路の拡大に加え、県産豚肉を使用した加工品の開発・販売の取組みを推進する。

(3) ブランド化等による販売力の強化

「とやまポーク」の販売力を強化するため、銘柄・地域ブランドや独自の配合飼料等の給与による飼養管理の取組みを推進し、特色ある県産豚肉の生産現場から販売までの一貫した体系を構築する。

7 暑熱対策の推進

(1) 暑熱対策技術の開発・普及

近年の猛暑による繁殖・肥育成績の低下の対策として、適切な換気の実施、断熱効果の高い塗料の利用や冷却・散水設備の設置などを推進するとともに、補給与剤などの投与による飼養面での対策技術の開発・普及に努める。